

大淀町地域自治活動認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民等が行なう地域自治活動のうち団体が行なうものに対し、大淀町地域自治によるまちづくり方針（平成21年12月策定）に基づき、行政が協力するための事業を認定する上で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域自治活動」とは、公的な目的のための非営利で地域社会の発展に役立つ活動をいう。

(認定対象者)

第3条 事業の認定を受けることができる者（以下「認定対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 10人以上で構成され、複数の町民を含む団体またはグループ等であること。
- (2) 団体の活動範囲に大淀町が含まれること。
- (3) 町内に事務所又は事務所機能を有すること。
- (4) 規約、会則等で運営方法等が決まっており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。
- (5) 宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと。

(認定対象事業)

第4条 認定の対象となる事業（以下「認定対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文化・芸術・学術を振興する事業
郷土文化の保存・伝承・学術的な調査・研究及び本町にふさわしい新しい文化を創造する活動、事業等
- (2) 子どもの健全な育成を図る事業
- (3) 地域づくり推進事業
- (4) 地域の課題を地域住民が主となって解決しようとするための事業
- (5) その他町長が適当と認める事業

2 前項の認定対象事業は、事業の申請日より1年以内に行なわれる事業とする。

3 第1項に規定する認定対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として認定しない。

- (1) 事業の概ねの効果が、特定の個人又は団体に帰属するもの
- (2) 専ら営利を目的とし、公益性を欠くもの
- (3) 先進地等視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とするもの
- (4) 施設の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とするもの
- (5) 団体の主たる活動とは関係の少ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等を主に行なうもの

(事業の認定申請)

第5条 事業に対する認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添えて、大淀町地域自治活動認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要調書（様式第2号）
- (2) 事業の概要調書（様式第3号）
- (3) 事業計画書（様式第4号）

(4) 団体の規約又は会則等

(5) その他町長が必要と認める書類

(事業の認定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、認定対象としての適否について審査をし、その結果適正と認めるときは、事業の認定を行い、大淀町地域自治活動認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 町長は、審査の結果、事業の認定を行わないと決定したときは、大淀町地域自治活動不認定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更承認申請)

第7条 事業の認定を受けたもの（以下「認定団体」という。）は、事業の内容変更または中止等しようとする時は、あらかじめ大淀町地域自治活動認定変更（変更・中止・辞退）承認申請書（様式第7号）に、事業の内容変更をする場合にあっては、事業変更の概要調書（様式第8号）を添えて町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請の承認をする場合は、大淀町地域自治活動認定変更（変更・中止・辞退）承認通知書（様式第9号）により認定団体に通知するものとする。

3 第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、事業の名称、実施期日および実施場所等のうち軽微なものをいう。

(実績報告)

第8条 認定団体は、認定を受けた事業が完了したときは、速やかに事業実施の内容が分かる資料を添えて、大淀町地域自治活動実績報告書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第9条 団体が実施する支援対象事業での事故等については、町は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月25日から施行する。